

平成 30 年 3 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社アマナ
代 表 者 代表取締役社長 進藤 博信
(コード番号 2402 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役経営企画担当 築山 充
TEL:03-3740-4011

第48期有価証券報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日の取締役会において、企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項に規定する有価証券報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる有価証券報告書

第 48 期有価証券報告書(自 平成 29 年 1 月 1 日 至 平成 29 年 12 月 31 日)

2. 延長前の提出期限

平成 30 年 4 月 2 日

3. 延長が承認された場合の提出期限

平成 30 年 5 月 1 日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社では、平成 30 年 2 月 15 日付で公表いたしました「当社海外連結子会社による不適切な会計処理の疑義と平成 29 年 12 月期決算発表の延期に関するお知らせ」のとおり、当社海外連結子会社の一部従業員の人件費および外注費の支払いに際して用いるべき勘定科目の処理やそれに伴う公租公課の処理等に対して、不適切な会計処理がなされている疑義が生じました。

そこで当社は、本件会計処理の事実関係等について徹底して調査を行うため、社内調査委員会を設置し、調査を実施しております。現時点までの調査において、一部従業員の人件費に対する個人所得税の源泉徴収額が過少となっていたこと、外注費の一部について個人所得税の源泉徴収額が過少となっていたことを確認し、不適切な会計処理の事実を確認いたしました。しかし、現時点においても当該調査は継続して行われており、現地の関係当局との協議も必要であります。

そのため、第 48 期有価証券報告書の法定提出期限である平成 30 年 4 月 2 日までに、当社の平成 29 年 12 月期連結財務諸表および財務諸表の作成、並びに会計監査人による監査手続を完了させることができず、当該有価証券報告書を提出できない見込みとなりました。

以上のとおり、金融商品取引法第 24 条第 1 項に定める有価証券報告書の提出期限までに第 48 期有価証券報告書の提出ができなくなったことから、当該有価証券報告書の提出期限延長について申請を行うことといたしました。



5. 今後の見通し

今回の提出期限に関する申請が承認された場合、速やかにお知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様にはご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

以上